

2016年6月7日

各 位

三井不動産レジデンシャル株式会社

当社分譲マンション事業における杭施工に関する再発防止策について

当社は、杭の一部に不具合が判明した横浜市所在の既分譲マンションにおきまして、区分所有者および入居者の皆様の安全・安心を最優先に、引き続き誠心誠意対応させていただき所存です。

今般の不具合発生原因となった不適切な施工と現場管理状況を踏まえ、売主としての責任を果たし、お客様からの信頼を回復するため、当社単独事業の分譲マンションにおいて、杭施工に関する再発防止策を実施いたします。

■杭施工に関する再発防止策（「現場管理強化」と「記録保存強化」）

当社は、売主として、お客様との不動産売買契約にて約束したマンションを約束した期日までに引渡す責任があります。この売主としての責任を果たすため、「施工者が適切に施工し管理すること」および「監理者が施工者の施工状況・管理状況を適時確認すること」が確実に実施され、万一不具合が発生した場合でも早期発見し対応できるように、施工者および監理者の現場立会の強化を求めるとともに、第三者による施工状況の立会確認も新たに実施いたします。

また、施工過程を把握できる施工記録が適切に作成、保存されるように施工者および監理者による確認の強化も求めてまいります。

当社としても、施工者および監理者の業務実施状況の確認を強化いたします。

- 【施工者】・従来より実施している試験杭の立会に加え、任意立会としていた他の杭についても、全数立会を実施する。
- ・施工記録の監理者への提出時期を、杭工事完了後の提出から、日々内容確認のうえ翌日までの提出に変更する。
- 【監理者】・従来より実施している試験杭の立会に加え、任意立会としていた他の杭についても、棟・支持層・杭径ごとに一部の杭を抽出し立会を実施する。
- ・上記施工者からの施工記録の提出時期の変更併せ、施工者から提出された施工記録を日々確認し、当社に報告する。
- 【第三者】・新たに住宅性能評価機関等の第三者が一部の杭を抽出し立会を実施する。
- 【当 社】・従来より実施している試験杭の立会に加え、一部の杭を抽出し立会を実施する。
- ・監理者からの日々の報告を確認する。

※試験杭…最初に打設する杭。

以上